

証券コード 3125  
平成28年6月2日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町三丁目2番6号  
**新内外綿株式会社**  
取締役社長 福 井 眞 吾

### 第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月の平成28年熊本地震により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月21日（火曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成28年6月22日（水曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 大阪市中央区備後町三丁目4番9号<br>株式会社輸出繊維会館 地下会議室<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第94期(平成27年3月26日から平成28年3月25日まで)事業報告、<br>連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類<br>監査結果報告の件<br>2. 第94期(平成27年3月26日から平成28年3月25日まで)計算書類<br>報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 取締役3名選任の件  |
| 第3号議案           | 監査役1名選任の件  |
| 第4号議案           | 補欠監査役2名選任の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.shinnaigai-tex.co.jp/index.html>)に掲載させていただきます。

## 添付書類

### 事業報告

(平成27年3月26日から  
平成28年3月25日まで)

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、期前半において比較的穏やかに回復していくと見込まれておりましたが、中国の経済減速等の外的要因もあり、期後半には若干の減速を余儀なくされました。市場ではマイナス金利政策による追加金融緩和政策効果に期待が高まっておりますが、民間消費支出も今後減少することが予想される中、引き続き不透明感が高まる状況となっております。

このような状況のもとで、当社グループ紡績部門におきましては、「はやいや〜ん」と名づけた小ロット・多品種・短納期生産販売システムの一層の進化や商品開発を一層進めることで新たな販路開拓に努めてまいりましたが、期間全般においては市場の冷え込みにより、商況が思わしくなく、売上については大変苦戦を強いられました。その結果、同部門の売上高は44億4百万円となり、前連結会計年度比4億70百万円(9.7%)の減収となりました。テキスタイル・製品部門におきましては、当社の得意とするテンセル素材を中心に各分野への販売活動を推し進めましたが、一部採算分野から撤退したことが影響し、同部門の売上高は23億81百万円となり、前連結会計年度比33百万円(1.4%)の減収となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は67億86百万円(前連結会計年度比5億3百万円の減少)となりました。

一方利益面におきましては、紡績部門において前年度より投入してまいりました有力な差別商材が期後半において利益面で大きな効果をもたらしました。またタイにおける販売子会社におきましては、タイ国内市場の不振対策として輸出販売を強化してまいりましたが、その効果に加え期後半には為替変動によって更に利益幅が増加いたしました。

テキスタイル・製品分野におきましても、非採算分野からの撤退による効果が期間を通じて利益に貢献いたしました。

これらの結果、営業利益は2億68百万円（同91百万円の増加）、経常利益は2億50百万円（同60百万円の増加）となりました。法人税、住民税及び事業税ならびに法人税等調整額等計1億19百万円を計上しました結果、当期純利益は1億31百万円となり、前連結会計年度比22百万円の増益となりました。

また、財務面におきましては、有利子負債の圧縮を図りました結果、有利子負債は1億88百万円となり、前連結会計年度末比で3億17百万円の減少となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資は実施しておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式の発行および社債発行等の資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期 (当連結会計年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売 上 高	4,758	5,429	7,290	6,786
経 常 利 益	182	179	189	250
当 期 純 利 益	93	106	108	131
1株当たり当期純利益	4円77銭	5円45銭	5円55銭	6円72銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総 資 産	4,325	5,428	5,293	5,071
純 資 産	2,521	2,599	2,715	2,816

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社の親会社は、シキボウ株式会社で、同社は当社の議決権を52.3%保有しております。

なお、当社とシキボウ株式会社との営業上の取引は、主として同社からの綿花および原糸の購入であります。

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場の実勢価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正且つ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社の事業運営に関しては、取締役会の独自の意思決定に基づき、経営および事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

当該事項はありません。

#### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ナイガイテキスタイル	99百万円	100%	紡績業
J. P. BOSCO CO., LTD.	28,750千タイパーツ	96.5%	繊維製品の卸売

(注) J. P. BOSCO CO., LTD. の資本金は、登録資本金100,000千タイパーツのうち、払込済資本金28,750千タイパーツを記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

国内繊維業界は政府金融政策による景気回復策の効果が未だ個人消費支出に結びつかず、引き続き確たる見通しが立ちにくい状況にあると考えております。

このような経営環境のもとで、当社グループといたしましては、基本路線であります競争優位を確立するため、以下のような方針で進めてまいります。

- ① 当社のコアコンピタンス（強み）を強固にする
- ② 一歩先の市場への販売拡大
- ③ メイドバイ新内外綿の商品を海外に拡販
- ④ 大変革の開発を（製販一体の開発）
- ⑤ 「人財」の成長（人材は財産）

特に国外の新市場開拓に関しましては、一昨年度より子会社化したタイ国における販売会社J. P. BOSCO社との協業により、中国、アセアン域からの海外生産・調達のみならず、海外販売を視野に入れた海外戦略をより堅固に軌道に乗せつつあるところであります。今後におきましてもこの取り組みをさらに強化、加速してまいります。

以上の諸施策により、さらに収益力を強化してまいり所存であります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月25日現在）

各種繊維製品の製造および販売

（主な品目） 紡績糸、織物生地、織物製品、ニット生地、ニット製品

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月25日現在）

本社 大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号

東京オフィス 東京都渋谷区渋谷一丁目8番7号

駒野事業所 岐阜県海津市南濃町駒野778番地

工場（子会社）

㈱ナイガイテキスタイル 岐阜県海津市南濃町駒野778番地

J. P. BOSCO CO., LTD. 100 Nang Linchi Rd., Chongnonsee, Yannawa,  
Bangkok 10120 Thailand

(7) 使用人の状況（平成28年3月25日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
100 (78) 名	1 (1) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36 (6) 名	4(△1) 名	43.2歳	17.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月25日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	92百万円
株式会社大垣共立銀行	56百万円
株式会社滋賀銀行	20百万円
日本生命保険相互会社	20百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月25日現在）

- ① 発行可能株式総数 39,000千株
- ② 発行済株式の総数 19,598千株（うち自己株式38,212株）
- ③ 株主数 1,805名（前期末比 8名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
シキボウ株式会社	10,200千株	52.1%
松井証券株式会社	297千株	1.5%
MSIP CLIENT SECURITIES	282千株	1.4%
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	265千株	1.4%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	257千株	1.3%
藤原純	215千株	1.1%
新内外綿従業員持株会	186千株	1.0%
田角登司雄	181千株	0.9%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	165千株	0.8%
福井眞吾	155千株	0.8%

(注) 持株比率は自己株式（38,212株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (平成28年3月25日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	福 井 眞 吾	
取 締 役	四 宮 宜 弘	テキスタイル製品部統括部長兼テキスタイル部長 兼海外戦略室長
取 締 役	長 門 秀 高	経營業務部長 J. P. BOSCO CO., LTD. 取締役
取 締 役	齋 藤 達 也	テキスタイル製品部統括副部長兼製品部長 兼東京所長
取 締 役	田 邊 謙 太 朗	紡績部長 株式会社ナイガイテキスタイル 代表取締役専務 J. P. BOSCO CO., LTD. 取締役
取 締 役	南 方 理 宏	シキボウ株式会社 取締役上席執行役員繊維部門 グローバル事業推進室長兼東京支社長 上海敷紡服飾有限公司 董事長 敷紡貿易(上海)有限公司 董事長
取 締 役	尾 崎 洋 一 郎	大阪瓦斯株式会社 顧問 大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社 取締役会長
監 査 役 (常 勤)	飯 田 修 久	株式会社ナイガイテキスタイル 監査役
監 査 役	池 永 雅 幸	シキボウ株式会社 監査役 (常勤)
監 査 役	中 山 宣 幸	弁護士
監 査 役	田 淵 義 文	旭精工株式会社 監査役 株式会社DACS 監査役

(注) 取締役尾崎洋一郎氏は、社外取締役であります。  
 監査役池永雅幸氏、中山宣幸氏および田淵義文氏は、社外監査役であります。  
 監査役田淵義文氏は、金融機関で培われた財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 なお、当社は、尾崎洋一郎氏、中山宣幸氏および田淵義文氏を東京証券取引所の定めに基づく  
 独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (1)	40百万円 (2)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	15 (4)
合 (う ち 社 外 役 員 計)	9 (3)	56 (6)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。



2. 取締役の報酬限度額は、昭和63年6月23日開催の第66期定時株主総会において年額96百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月22日開催の第72期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末日現在の取締役は7名、監査役は4名であります。上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役が1名、監査役が1名存在しているためであります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役尾崎洋一郎氏は、大阪瓦斯株式会社の顧問および大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社の取締役会長を兼務しております。当社と大阪瓦斯株式会社および大阪ガス・カスタマーリレーションズ株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役池永雅幸氏は、当社の親会社であるシキボウ株式会社の常勤監査役を兼務しております。なお、当社はシキボウ株式会社との間に綿花および原糸の購入等の営業取引があります。
- ・ 監査役田淵義文氏は、旭精工株式会社の監査役および株式会社DACSの監査役を兼務しております。当社と旭精工株式会社および株式会社DACSとの間には特別な関係はありません。

#### ロ. 親会社および親会社の子会社から受けている報酬等の総額

監査役 2名 19百万円

#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会および監査役会への出席状況

取締役尾崎洋一郎氏は、平成27年6月19日就任以降に開催された取締役会14回すべてに出席しております。

監査役池永雅幸氏は、当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席、監査役会9回中8回に出席しております。

監査役中山宣幸氏は、当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席、監査役会9回すべてに出席しております。

監査役田淵義文氏は、平成27年6月19日就任以降に開催された取締役会14回すべてに出席、監査役会6回すべてに出席しております。

- ・ 取締役会および監査役会における発言状況

取締役尾崎洋一郎氏は、他社での豊富な経験と高い見識から、また独立役員としての立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役池永雅幸氏は、主として親会社の監査役の見地から、監査役中山宣幸氏は、弁護士としての専門的見地および独立役員としての立場から、また、監査役田淵義文氏は、財務および会計に関する専門的見地および独立役員としての立場から、それぞれ意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役会において各監査役は、主として当社の業務監査について、適宜必要な発言を行っております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

取締役尾崎洋一郎氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第31条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

監査役池永雅幸氏、中山宣幸氏および田淵義文氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第41条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 東陽監査法人  
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### ① 当社および当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社および当社の子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範を定め、これを周知する。また、その徹底を図るため、総務部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に当社グループの社員教育等を行う。
- (ロ) 当社は、企業統治機能の強化を図るため、内部監査部門と総務部門が連携し、内部統制システムの一層の強化を図る。
- (ハ) 当社は、内部通報制度を設け、違法行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定める。
- (ニ) 当社グループにおける内部統制の強化を図るため、(ロ)で取り決めた内部統制システムおよび(ハ)で取り決めた内部通報制度の対象範囲を当社グループ全体とする。
- (ホ) 当社グループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行い、取締役および監査役が常時閲覧可能な状態とする。
- (ロ) 情報の管理については、営業秘密に関する社内規程、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
- (ハ) 情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 取締役会、監査役会および部長会議により業務執行状況の把握に努める。管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。
- (ロ) 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理

に当たることとする。

- (ハ) 前(イ)および(ロ)の損失の危機の管理の対象範囲を当社グループ全体とし、必要な規程、体制を構築する。

**④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (イ) 当社は、毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
- (ロ) 当社は、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保持等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則に定め、法令および定款の定めに基づいた適法かつ円滑な運営を図る。
- (ハ) 当社は、当社グループ子会社各社における取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則として当社グループ子会社各社において毎月1回の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定める。
- (ニ) 当社は、当社グループ子会社各社の、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保持等の取扱いについて社内規程を定める。

**⑤ 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (イ) 「シキボウグループ コンプライアンス・マニュアル」に基づき、当社グループの繁栄と成長を目指し、グループ会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、グループ全体の業務の適正を図る。
- (ロ) 子会社の重要事項等については、当社取締役会における承認または報告を要することとする。
- (ハ) 当社と親会社および子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査部門は親会社および子会社の監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該補助使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (イ) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じてスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うこととする。
- (ロ) 補助使用人を置いた場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦ 当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告することとする。
- (ロ) 当社の使用人ならびに当社グループ子会社各社の取締役および使用人は、違法行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社または当社グループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口へ直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査役に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととする。
- (ハ) 当社は、(イ)および(ロ)の報告について、シキボウグループ親会社の監査役および内部通報窓口へ報告を行うこととする。
- (ニ) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者および監査役または内部通報窓口へ報告を行った当社グループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知する。
- (ホ) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、部長会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、当社グループの取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。
- (ヘ) 当社の監査役は、当社グループの取締役および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。
- (ト) 当社は、当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務執行について

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度において取締役会を18回開催し、経営方針、予算の策定等各議案についての審議、月次の業績の分析・評価を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

② 監査役の職務執行について

監査役は、監査方針・監査計画に基づき監査を実施するとともに、当事業年度は9回監査役会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役と監査内容についての意見交換を実施いたしました。また、監査役は適宜会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施いたしました。

③ コンプライアンス体制について

当社および当社の子会社の取締役および使用人に「シキボウグループ コンプライアンス・マニュアル」を配布するとともに、全体会議においてインサイダー取引防止等の法令遵守に関する説明を継続的に行っております。また、当社は「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、当社子会社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

④ リスク管理体制について

当社および当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、取締役会および部長会議にて各部門の管理者から報告が行われております。

---

(注) 本事業報告中の金額、株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月25日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,682,346</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,417,155</b>
現金及び預金	131,332	支払手形及び買掛金	927,545
受取手形及び売掛金	1,423,712	短期借入金	188,000
電子記録債権	86,140	未払法人税等	59,972
商品及び製品	607,016	賞与引当金	42,211
仕掛品	82,633	その他	199,426
原材料及び貯蔵品	267,230	<b>固 定 負 債</b>	<b>837,632</b>
繰延税金資産	33,096	退職給付に係る負債	280,216
その他	51,738	長期未払金	9,000
貸倒引当金	△554	再評価に係る繰延税金負債	548,416
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,389,271</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,254,788</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,026,155</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
建物及び構築物	200,090	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,645,482</b>
機械装置及び運搬具	70,255	資本金	731,404
土地	1,702,657	利益剰余金	917,784
建設仮勘定	3,990	自己株式	△3,706
その他	49,161	その他の包括利益累計額	1,164,703
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>109,221</b>	その他有価証券評価差額金	1,406
のれん	101,800	繰延ヘッジ損益	△2,164
その他	7,420	土地再評価差額金	1,153,683
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>253,895</b>	為替換算調整勘定	11,777
投資有価証券	10,834	少数株主持分	6,645
繰延税金資産	89,982	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,816,830</b>
その他	157,679	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,071,618</b>
貸倒引当金	△4,600		
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,071,618</b>		



## 連結損益計算書

（平成27年3月26日から  
平成28年3月25日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		6,786,606
売上原価		5,608,129
売上総利益		1,178,476
販売費及び一般管理費		910,470
営業利益		268,006
営業外収益		
受取利息	2,342	
受取配当金	319	
受取手数料	2,526	
その他	1,344	6,533
営業外費用		
支払利息	6,091	
有形売却損	2,213	
為替差損	14,898	
その他	794	23,998
経常利益		250,540
税金等調整前当期純利益		250,540
法人税、住民税及び事業税	110,741	
法人税等調整額	6,146	116,887
少数株主損益調整前当期純利益		133,652
少数株主利益		2,159
当期純利益		131,493

## 連結株主資本等変動計算書

（平成27年3月26日から  
平成28年3月25日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	731,404	825,414	△3,434	1,553,384
連結会計年度中の変動額				
剰余金の当配		△39,124		△39,124
当期純利益		131,493		131,493
自己株式の取得			△271	△271
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	92,369	△271	92,097
当期末残高	731,404	917,784	△3,706	1,645,482

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少 数 株 主 持	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,255	1,338	1,099,897	60,074	△9,770	1,153,793	8,265	2,715,444
連結会計年度中の変動額								
剰余金の当配								△39,124
当期純利益								131,493
自己株式の取得								△271
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△848	△3,502	53,786	△48,296	9,770	10,909	△1,620	9,289
連結会計年度中の変動額合計	△848	△3,502	53,786	△48,296	9,770	10,909	△1,620	101,386
当期末残高	1,406	△2,164	1,153,683	11,777	-	1,164,703	6,645	2,816,830

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社ナイガイテキスタイル  
J. P. BOSCO CO., LTD.

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社ナイガイテキスタイルの決算日は3月25日であり、連結決算日と同一であります。J. P. BOSCO CO., LTD. の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. 棚卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く。）

主として定率法によっております。

（ただし、当社および国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 3～7年

無形固定資産

（のれんを除く。）

定額法によっております。

（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。）

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を個別に勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、過去の支給実績を勘案し、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引  
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- ハ. ヘッジ方針 通常の取引の範囲内で、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計およびキャッシュ・フローの変動の累計を比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については、有効性の判定を省略しております。
- ホ. その他リスク管理方法のうち、ヘッジ会計に係るもの 当社は「デリバティブ取引における管理規程」に基づき、リスク管理を行っております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却を行うこととしております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- ロ. 退職給付に係る会計処理の方法  
当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  
なお、会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しております。

## 2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

担保差入資産		
建物及び構築物	199,804千円	(199,804千円)
土地	1,702,657千円	(1,702,657千円)
建設仮勘定	3,990千円	(3,990千円)
その他(投資その他の資産)	130,699千円	( - 千円)
計	2,037,152千円	(1,906,452千円)

### 上記の担保資産に対する債務

短期借入金	60,000千円	(60,000千円)
長期借入金	108,000千円	(108,000千円)
(1年以内返済予定額を含む。)		
計	168,000千円	(168,000千円)

上記のうち、( )内書は工場財団抵当ならびに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,770,498千円

### (3) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき事業用土地の再評価を行い、差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成13年3月25日
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	882,478千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	19,598千株	一千株	一千株	19,598千株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり額	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	39百万円	2円	平成27年3月25日	平成27年6月22日

#### 当連結会計年度の末日以降に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり額	基準日	効力発生日
平成28年6月22日 定時株主総会	普通株式	48百万円	2.5円	平成28年3月25日	平成28年6月23日

### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替変動のリスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、発行体（取引先企業）のリスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に子会社株式取得および運転資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、決算日後、最長で1年後であります。変動金利の資金調達もあり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の1.(4) 会計処理基準に関する事項の④ 重要なヘッジ会計の方法をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門および経理部門が連携し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社グループの与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先はいずれも信用度の高い国内外の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、「デリバティブ取引における管理規程」を設け、その取引内容状況、リスク状況、損益の状況等の管理およびその執行を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月25日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
①現金及び預金	131,332	131,332	—
②受取手形及び売掛金	1,423,712	1,423,712	—
③電子記録債権	86,140	86,140	—
貸倒引当金(※1)	△554	△554	—
	1,509,298	1,509,298	—
④投資有価証券	10,834	10,834	—
資産計	1,651,465	1,651,465	—
①支払手形及び買掛金	927,545	927,545	—
②短期借入金	80,000	80,000	—
③長期借入金（1年内返済長期借入金含む。）	108,000	107,457	△542
負債計	1,115,545	1,115,002	△542
デリバティブ取引（※2）	(3,037)	(3,037)	—

(※1) 受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



③長期借入金（1年内返済長期借入金含む。）

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等を時価としております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	143円67銭
(2) 1株当たり当期純利益	6円72銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成28年3月25日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,199,856</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,426,278</b>
現金及び預金	99,109	支払手形	247,851
受取手形	292,642	買掛金	809,363
売掛金	1,000,543	短期借入金	188,000
電子記録債権	86,140	未払金	26,793
商品及び製品	479,688	未払費用	25,694
仕掛品	42,014	未払法人税等	36,197
原材料及び貯蔵品	161,821	預り金	64,176
前払費用	4,381	賞与引当金	26,339
未収入金	6,095	その他	1,863
繰延税金資産	18,374	<b>固 定 負 債</b>	<b>709,575</b>
その他	9,598	退職給付引当金	152,158
貸倒引当金	△554	長期未払金	9,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,709,868</b>	再評価に係る繰延税金負債	548,416
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,940,641</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,135,854</b>
建築物	193,781	<b>純 資 産 の 部</b>	
構築物	6,309	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,620,030</b>
工具器具備品	33,903	資本金	731,404
土地	1,702,657	利益剰余金	892,332
建設仮勘定	3,990	利益準備金	31,308
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>6,560</b>	その他利益剰余金	861,024
ソフトウェア	6,450	繰越利益剰余金	861,024
その他	109	<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,706</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>762,666</b>	評価・換算差額等	1,153,841
投資有価証券	10,834	その他有価証券評価差額金	1,406
関係会社株式	680,988	繰延ヘッジ損益	△1,248
繰延税金資産	48,356	土地再評価差額金	1,153,683
その他	25,686	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,773,871</b>
貸倒引当金	△3,200	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>4,909,725</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,909,725</b>		

## 損益計算書

（平成27年3月26日から  
平成28年3月25日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		5,138,878
売 上 原 価		4,338,338
売 上 総 利 益		800,540
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		679,991
営 業 利 益		120,549
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	743	
受 取 配 当 金	108,061	
貸 貸 収 入	52,800	
雑 収 入	509	162,113
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,224	
貸 貸 収 入 原 価	37,913	
手 形 売 却 損	2,213	
為 替 差 損	2,189	
雑 損 失	3,974	49,516
経 常 利 益		233,146
税 引 前 当 期 純 利 益		233,146
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	69,928	
法 人 税 等 調 整 額	△1	69,926
当 期 純 利 益		163,220

## 株主資本等変動計算書

（平成27年3月26日から  
平成28年3月25日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					株 主 資 本 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計	自 己 株 式	
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	731,404	27,395	740,840	768,236	△3,434	1,496,205
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△39,124	△39,124		△39,124
利益準備金の積立		3,912	△3,912	-		-
当期純利益			163,220	163,220		163,220
自己株式の取得					△271	△271
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	3,912	120,183	124,096	△271	123,824
当 期 末 残 高	731,404	31,308	861,024	892,332	△3,706	1,620,030

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,255	1,433	1,099,897	1,103,585	2,599,791
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△39,124
利益準備金の積立					-
当期純利益					163,220
自己株式の取得					△271
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△848	△2,681	53,786	50,255	50,255
事業年度中の変動額合計	△848	△2,681	53,786	50,255	174,080
当 期 末 残 高	1,406	△1,248	1,153,683	1,153,841	2,773,871

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く。）

定率法によっております。

（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～47年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。）

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を個別に勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法                 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。   |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象              | ヘッジ手段…為替予約取引<br>ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務   |
| ③ ヘッジ方針                    | 通常の取引の範囲内で、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。   |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法              | 為替予約取引は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については、有効性の判定を省略しております。 |
| ⑤ その他リスク管理方法のうち、ヘッジ会計に係るもの | 当社は「デリバティブ取引における管理規程」に基づき、リスク管理を行っております。  |
- (7) その他計算書類作成のための基本となる事項
- |               |  |
|---------------|--|
| ① 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| ② 消費税等の会計処理   | 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。  |

2. 表示方法の変更

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	193,495千円
構築物	6,309千円
土地	1,702,657千円
建設仮勘定	3,990千円
計	1,906,452千円

上記の物件は、工場財団抵当として、長期借入金（1年内返済長期借入金含む。）108,000千円、短期借入金60,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,635,143千円
--------------------	-------------

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	10,872千円
長期金銭債権	16,839千円
短期金銭債務	491,133千円

(4) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成13年3月25日
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	882,478千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高	53,790千円
仕入高	1,356,641千円
その他の営業取引高	28,946千円

(2) 営業取引以外の取引高

受取賃貸料	52,800千円
支払賃借料	3,180千円
受取利息	172千円
受取配当金	107,741千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	35,943株	2,269株	一株	38,212株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	(単位：千円)
未払事業税	2,598
未払社会保険料	2,343
賞与引当金繰入限度超過額	8,697
退職給付引当金繰入限度超過額	49,025
未払役員退職金	2,899
棚卸資産評価損	2,958
繰延ヘッジ損益	615
その他	3,813
繰延税金資産小計	72,952
評価性引当額	△5,552
繰延税金資産の合計	67,399
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	668
繰延税金負債の合計	668
繰延税金資産の純額	66,731
(再評価に係る繰延税金負債)	
土地再評価差額金	548,416

追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成28年3月26日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来35.38%から33.02%に、平成29年3月26日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来35.38%から32.22%にそれぞれ変更されております。



す。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6,055千円、繰延ヘッジ損益が43千円、それぞれ減少し、法人税等調整額が6,077千円、その他有価証券評価差額金が65千円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は53,786千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

#### （決算日後の法人税等の税率の変更）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成29年3月26日に開始する事業年度および平成30年3月26日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.22%から30.81%に、平成31年3月26日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、従来の32.22%から30.58%となります。

この税率を勘案して当事業年度末における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,461千円減少し、法人税等調整額が2,495千円、その他有価証券評価差額金が34千円、それぞれ増加いたします。

また、再評価に係る繰延税金負債は27,914千円減少し、土地再評価差額金が同額増加いたします。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金または出資金 (千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社	シキボウ株式会社	11,336,232	繊維事業 その他の事業	(被所有) 52.3	兼任2人 転籍2人	原綿、原糸の購入 原糸、生地販売

取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
仕入高	原材料の購入 (注)	214,905	支払手形	14,090
			買掛金	16,692

(注) 原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案し、発注先および価格を決定しております。

子会社等

種類	会社等の名称	資本金または 出資金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
子会社	(株) ナイガイ テキスタイル	99,000	紡績業	100.0	兼任2人	紡績系の委託加工 工場土地・建物の 賃貸借

取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
仕入高(注1)	882,170	買掛金	460,351
受取賃貸料(注2)	52,800	—	—

- (注) 1. 委託加工賃については、市場の実勢価格を勘案し、交渉のうえ価格を決定しております。  
2. 受取賃貸料については、土地の固定資産税評価額および建物等の簿価等を勘案し価格を決定しております。

種類	会社等の名称	資本金または 出資金 (千円パーセント)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
子会社	J.P. BOSCO C O . , L T D .	28,750	繊維製品 の卸売	96.5	兼任2人	原糸の購入等

取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
仕入高(注)	259,566	買掛金	—
受取配当金	107,741	—	—

- (注) 原糸の購入等については、市場の実勢価格を勘案し、交渉のうえ価格を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 141円82銭  
(2) 1株当たり当期純利益 8円34銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

- (注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

新内外綿株式会社  
取締役会 御中

#### 東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 橋 田 光 正 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 野 邊 義 郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新内外綿株式会社の平成27年3月26日から平成28年3月25日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新内外綿株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

新内外綿株式会社  
取締役会 御中

#### 東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 橋 田 光 正 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 野 邊 義 郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新内外綿株式会社の平成27年3月26日から平成28年3月25日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月26日から平成28年3月25日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求めるとともに、その業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月9日

新内外綿株式会社	監査役会
常勤監査役	飯田修久 ㊟
監査役(社外監査役)	池永雅幸 ㊟
監査役(社外監査役)	中山宣幸 ㊟
監査役(社外監査役)	田淵義文 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

第94期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、48,899,470円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役 福井眞吾、四宮宜弘の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 南方理宏氏は退任されますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	福井眞吾 (昭和26年8月5日)	平成4年4月 当社入社 平成13年3月 当社原糸部統括マネージャー 平成14年6月 当社取締役糸販売部統括マネージャー 平成17年7月 当社取締役紡績部担当兼ニット部長 平成18年3月 当社取締役開発推進・紡績部、ニット部担当 平成18年6月 当社代表取締役社長(現在に至る)	155,000株
2	四宮宜弘 (昭和30年10月21日)	昭和58年9月 当社入社 平成18年6月 当社取締役紡績部担当 平成21年3月 当社取締役テキスタイル・製品部統括部長兼ニット部長 平成24年3月 当社取締役テキスタイル製品部統括部長兼海外戦略室長 平成25年9月 当社取締役テキスタイル製品部統括部長兼テキスタイル製品部長(ニット)兼海外戦略室長 平成27年3月 当社取締役テキスタイル製品部統括部長兼テキスタイル部長兼海外戦略室長 平成28年3月 当社取締役テキスタイル部長(現在に至る)	64,000株
3	加藤守 (昭和33年9月6日)	昭和57年4月 敷島紡績株式会社(現シキボウ株式会社)入社 平成19年5月 同社衣料素材部長(ユニフォーム担当) 平成23年6月 同社営業第二部長付(マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア社出向) 平成26年10月 同社繊維部門総括部長 平成27年6月 同社執行役員繊維部門総括部長(現在に至る)  (重要な兼職の状況) 丸ホームテキスタイル株式会社取締役 敷紡(香港)有限公司董事兼総経理 タイシキボウ株式会社取締役	0株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 加藤守氏は、新任の取締役候補者であります。  
3. 加藤守氏は、非常勤(非業務執行)の取締役候補者であります。  
4. 本議案において加藤守氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第31条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。



### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 池永雅幸氏は本総会終結の時をもって退任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
いしだまさき 石田仁紀 (昭和37年3月21日)	平成元年10月 敷島紡績株式会社(現シキボウ株式会社)入社 平成17年7月 同社経理部経理課長代理 平成17年12月 同社テキスタイル事業部長付(マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア社出向兼MG I 出向) 平成21年4月 同社繊維部門総括部課長 平成25年7月 同社総務部(秘書)課長兼総務課長 平成27年6月 同社総務部長兼(秘書)課長兼総務課長 平成27年7月 同社総務部長(現在に至る)	0株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 石田仁紀氏は、新任の監査役候補者であります。  
3. 石田仁紀氏は、非常勤の監査役候補者であります。  
4. 本議案において石田仁紀氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第41条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

**第4号議案 補欠監査役2名選任の件**

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	中井利晃 (昭和32年2月20日)	昭和55年4月 当社入社 平成24年3月 当社経營業務部副部長兼株式会社ナイガイテキスタイル総務部長 平成25年2月 当社経營業務部副部長兼株式会社ナイガイテキスタイル総務課長付 平成25年10月 当社経營業務部副部長 平成28年3月 当社業務部副部長(現在に至る)	20,000株
2	辻本誠 (昭和45年4月6日)	平成6年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成10年5月 日本公認会計士協会公認会計士登録 平成13年4月 株式会社ジェノバ入社 平成18年8月 日本税理士連合会税理士登録 平成19年8月 辻本公認会計士事務所開設(現在に至る)	0株

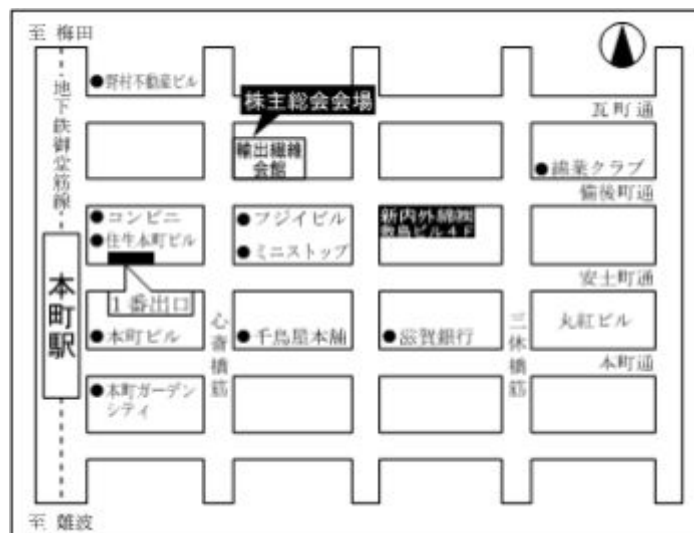
- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中井利晃氏は現監査役 飯田修久氏の補欠として選任するものであり、現監査役 飯田修久氏の補欠として監査役に就任する順位については、第一順位といたします。
3. 辻本誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 辻本誠氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。また、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 辻本誠氏が監査役に就任することとなった場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第41条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 本選任に関しましては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消すことができることとさせていただきます。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

大阪市中央区備後町三丁目4番9号  
 株式会社輸出繊維会館 地下会議室  
 TEL 06(6201)1671



### 【交通】

地下鉄御堂筋線…本町駅下車 1番出口より安土町通へ出て左 → ミニストップを左折 → 一筋北へ向かい → 西玄関より入館願います。